

議第 4 4 号

呉市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について
呉市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市屋外広告物条例の一部を改正する条例

呉市屋外広告物条例（平成 2 8 年呉市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用除外)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 次に掲げる広告物又はこれの掲出物件については、第 3 条及び第 5 条の規定は、適用しない。</p> <p>(1) ～ (9) 略</p> <p>(10) <u>国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件</u>で市長が指定するもの</p> <p>3 ～ 6 略</p> <p>7 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合においては、第 3 条、<u>第 4 条及び前条</u>の規定は、適用しない。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 次に掲げる広告物又はこれの掲出物件については、第 3 条及び第 5 条の規定は、適用しない。</p> <p>(1) ～ (9) 略</p> <p>(10) <u>国，地方公共団体，公益法人その他これに類する団体が表示する広告物又はこれの掲出物件で，公益上必要と認められるものとして市長が指定するもの</u></p> <p>3 ～ 6 略</p> <p>7 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合においては、第 3 条から前条までの規定は、適用しない。</p> <p>8 <u>公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものに表示する広告物又はこれの掲出物件であって，その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては，規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し，又は設置する場合に限り，第 3 条の規定は，適用しない。</u></p> <p>9 <u>法人その他の団体が表示する広告物又はこれの掲出物件であって，その広告料収入を地域における公共的な取組（規則で定めるものに限る。）に要する費用の全部又は一部に充てるものについては，規則で定めるところにより市長の許可を受けて表</u></p>

<p>(管理義務等)</p> <p>第14条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持しなければならない。</p> <p>(管理者の設置等)</p> <p>第26条 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。<u>ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</u></p> <p><u>2～4</u> 略</p>	<p><u>示し、又は設置する場合に限り、第3条及び第4条(第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号を除く。)の規定は、適用しない。</u></p> <p>(管理義務等)</p> <p>第14条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者<u>若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は</u>、これらに関し補修、<u>除却</u>その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持しなければならない。</p> <p>(管理者の設置等)</p> <p>第26条 この条例の規定による許可に係る<u>広告物又は掲出物件のうち、規則で定める</u>広告物を表示し、又は<u>規則で定める</u>掲出物件を設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。</p> <p><u>2</u> 前項の管理する者は、<u>法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者その他の規則で定める資格を有する者でなければならない。</u></p> <p><u>3～5</u> 略</p> <p><u>(点検)</u></p> <p><u>第26条の2</u> 前条第1項の規則で定める<u>広告物又は掲出物件の所有者又は占有者は、当該広告物又は掲出物件について、同条第2項に規定する管理者に当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければならない。</u></p>
---	---

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定及び第26条の次に1条を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

屋外広告物条例ガイドラインの一部改正等に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。